

# 定 款

設立日 2021年10月 1 日

2022年6月24日 一部改訂

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当社はヤマエグループホールディングス株式会社と称し、英文ではYAMAE GROUP HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

**第 2 条** 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

(1) 次の商品に関する販売及び輸出入業。

- ① 食糧、砂糖、小麦粉、油脂及び油脂原料、飼料、農林水産物、加工食品、酒類。
- ② 畜産類及びその加工品。
- ③ 肥料及び肥料原料並びに農業用資材。
- ④ 化学製品一般及びその原料、毒物、劇物並びに医薬品、動物薬品、農薬品、医薬部外品、化粧品、その他各種薬品。
- ⑤ 木材、建築資材、住宅機器及びインテリア関係商品。
- ⑥ 各種機械、車輛、その他工具類、計量器及び情報通信機器、事務用機器、教育機器、店舗用什器備品、その他関係商品。
- ⑦ ゴム、パルプ、紙及びその製品、繊維製品、皮革製品、書籍、文房具、玩具、その他雑貨類。
- ⑧ 石炭、石油、ガス、その他燃料及びその副製品。
- ⑨ 電気、電子器具及びCD等の音楽ソフト、楽器関係製品。
- ⑩ 医療用具、健康用具。
- ⑪ 貴金属、宝石、美術品。

- (2) 前号に関連する問屋業及び代理業。
- (3) 畜産業及び家畜診療に関する事業。
- (4) 山林業、製材業、木材加工業。
- (5) 生命保険（生命保険の募集に関する業務）、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。
- (6) 建築業並びに建築の設計及び監理業。
- (7) 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介又は業務の取次ぎ。
- (8) 動産の賃貸業。
- (9) 不動産の売買、仲介、賃貸借及び監理に関する一切の業務。
- (10) 不動産の利用及びその開発。
- (11) 飲食及び旅館業。
- (12) 文化施設（美術館、茶道、華道、手芸等）、厚生施設（奨学生を対象とした学生寮）、娯楽施設（劇場、公園、遊園地、ゴルフ場等）、スポーツ施設、駐車場の経営。
- (13) 倉庫業。
- (14) 造園、緑化事業。
- (15) 農産物、畜産物、水産物の食品製造加工販売及び農産物の集荷販売。
- (16) 自動車運送取扱事業。
- (17) 一般貨物自動車運送事業。
- (18) 特別積合せ貨物自動車運送事業。
- (19) 土木一式工事業。
- (20) 土地の開発事業。
- (21) 土地の造成及び地域開発に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理。
- (22) 情報処理、情報通信に関するソフトウェアの企画、開発、加工データサービスの提供及び機器、システムの販売。
- (23) 店舗運営、改装出店に関するコンサルティングサービス業務。
- (24) 前各号に関連する事業。

2. グループ会社に対する経営コンサルティング業並びに知的財産権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

**第3条** 当社は本店を福岡市に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

**第5条** 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、4,560万株とする。

(自己の株式の取得)

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第9条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規程)

**第11条** 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

(基準日)

**第12条** 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほかとくに必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

**第13条** 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集者及び議長)

**第14条** 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

**第15条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第16条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

**第18条** 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は7名以内とする。

(選任)

**第19条** 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。

4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

**第20条** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

**第22条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。



(取締役との責任限定契約)

**第23条** 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

**第24条** 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

**第25条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

**第26条** 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

**第27条** 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

**第28条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

**第29条** 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

**第30条** 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

**第31条** 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

**第32条** 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

**第33条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

**第34条** 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

**第35条** 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

**第1条** 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。